

令和3年第1回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時
開催場所

令和3年1月14日（木） 午後3時00分
岐阜市役所 低層部3階 大会議室

出席委員

林 明 ・ 江崎 和浩 ・ 古田 薫 ・ 酒井 勉
松野 芳正 ・ 福田 正義 ・ 清水 健吉 ・ 河田 均
舘林 朋子 ・ 江崎 美咲 ・ 村木 多藏 ・ 西垣 隆
林 安廣 ・ 高橋美穂子 ・ 梶下 信孝 ・ 山口 貴範

欠席委員

櫻井 宏 ・ 野々村 貢

議長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進委員

伊藤 勇 ・ 伊藤 一仁 ・ 伊原 道夫 ・ 塩谷 芳美
大野 政司 ・ 小河 先 ・ 奥村 富則 ・ 神山 肇
酒井 秀男 ・ 篠田 鋭利 ・ 杉本 宜永 ・ 高橋 直美
永田 俊幸 ・ 林 俊朗 ・ 福井 恒夫 ・ 堀 美勝
本田 忠男 ・ 眞鍋 勇 ・ 宮部 辰男 ・ 村瀬 忠彦
山田 貞夫 ・ 山中 敏彰

事務局

| | | | |
|------|-------|------|-------|
| 事務局長 | 内藤 浩二 | 副主幹 | 伊佐治伸一 |
| 副主幹 | 宮川眞由美 | 主査 | 則竹 邦彦 |
| 副主査 | 岩垣 康弘 | 副主査 | 吉村 雅子 |
| 主任主事 | 坂口由充加 | 主任主事 | 佐藤 優希 |
| 主事 | 那須 香織 | | |

議 事

- 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 4 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について
- 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について
- 報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第 4 号 農地所有適格法人要件確認報告書について

議 長

ただいまより、令和 3 年第 1 回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は、19 名中 17 名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。

議 長

議席番号 17 番 梶下信孝委員、議席番号 18 番 山口貴範委員、ご両名様、よろしくお願ひいたします。

議 長

なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も御意見や御質問がございましたら御遠慮なく御発言をいただきたいと思います。

コロナ禍の非常に厳しい状況の中でございますので、短時間に終わりたいと思いますので、皆さんの御協力をお願い申し上げます。

なるべく密にならないように席の方を自分で変わって頂いても結構でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【清水 健吉委員、西垣 隆委員 退室】

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転3件、使用貸借による権利の設定2件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

伊佐治副主幹

それでは、議案第1号について御説明します。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する、若しくは移転する場合の許可申請であります。今回提案されております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触はしないものであると判断しております。

2ページを御覧ください。

1番、北長森地区の申請は、所有権の移転で、農業経営の縮小をする譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものでございます。

2番、黒野地区の申請は、所有権の移転で、世帯内で田を譲り渡すものでございます。

次に3番、4番の七郷地区の申請は、使用貸借による権利の設定で、農業経営を縮小する使用貸借人が、農業経営の拡大を図る使用借人へ田を貸し出すものでございます。

3ページをお開きください。

5番、芥見地区と三輪地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田畑を譲り渡すものでございます。

3条は以上でございます。

議 長

ただいま、議案第1号について事務局から説明がありました。各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から御説明をいただきます。

それでは、1番、北長森地区は林明委員、お願いいたします。

林(明)委員

今回の1番の申請は、農業経営を縮小する渡人から、農業経営を拡大する受人へ農地を譲り渡すというものです。

12月11日に農地利用最適化推進委員と共に現地立会いを行いました。

受人は申請地の道を挟んだ北側に田を所有しており、申請地で

も水稲を栽培される予定です。

99平米という少し狭い土地ですけども、機械も入るということで、御本人に確認しましたので、許可は問題ないというふうに考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、2番、黒野地区は、事務局から説明いたします。

伊佐治副主幹

今回の申請は、世帯内で農地を譲り渡すものでございます。

昨年12月14日に農業委員会委員、農地利用最適化推進委員に同行し現地立会いを行いました。

申請地では、水稲を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないとのことでございます。

議 長

続きまして、3番及び4番も、事務局から説明いたします。

伊佐治副主幹

3番、4番の御説明させていただきます。

これらの申請は、農業経営を縮小する貸人から、農業経営を拡大する借人へ、それぞれ農地を貸し出すものでございます。

昨年12月22日に農業委員会委員、農地利用最適化推進委員に同行し現地立会いを行いました。

申請地では、水稲を栽培される予定です。

借人は、地元の取り決めも十分承知されており、耕作状況も問題ありませんので、許可は問題ないとのことでございます。

議 長

続きまして、5番、芥見地区分も、事務局から説明いたします。

伊佐治副主幹

続けて事務局から御説明させていただきます。

この申請は、農業経営を縮小する渡人から、農業経営を拡大する受人へ農地を譲り渡すものです。

昨年12月23日に農地利用最適化推進委員と受人に同行し、現地立会いを行いました。

申請地では、水稲を栽培される予定でございます。

受人は、地元の取り決めなども承知されており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないとのことでございます。

議長

続きまして、5番、三輪地区分は、福田正義委員、お願いいたします。

福田委員

先程御説明のあった件でございます。

農業経営を縮小する渡人から、受人へ譲り渡すものでございます。

12月23日に農地利用最適化推進委員、事務局と受人と共に現地で立会いました。

現地は少し荒廃しておりますが、今後、果樹を栽培していきたいということでございます。受人は芥見でなく、三輪でも農業をやっておられます。

現況も適正に管理していると思いますので、何ら問題ないというふうに思います。

議長

ありがとうございました。

議案第1号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御発言も無いようでございますので、採決に入ります。

議案第1号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

【清水 健吉委員、西垣 隆委員 入室】

議長

続きまして、議案第2号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

伊佐治副主幹

それでは、議案第2号について御説明させていただきます。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請でございます。5ページの総括表を御覧ください。

今回は、1件、面積は197平方メートルでございます。

6ページの申請明細を御覧ください。

1番、網代地区の申請は、農家住宅に転用するものでございます。

申請地は、宅地化の状況から見て、道路によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものでございます。

以上です。

議長

ただいま、議案第2号につきまして説明を受けました。何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようでございますので、採決に入ります。議案第2号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第3号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転5件、賃貸借の移転2件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

伊佐治副主幹

では、議案第3号について御説明させていただきます。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請でございます。

8ページの総括表を御覧ください。

今回は、8件、合計面積10,634平方メートルでございます。

9ページ、申請明細をお願いします。

1番、常磐地区の申請は、所有権の移転により、一般個人住宅

に転用するものでございます。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接道して設置されるものであることから許可し得るものでございます。

次に2番、黒野地区の申請は、賃貸借による権利の設定で、駐車場に転用するものでございます。申請地は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんしている地域内にあるため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものでございます。

次は3番、西郷地区の申請は、これも賃貸借による権利の設定でございます。駐車場に転用するものでございます。申請地は、宅地化の状況から見て、道路によって区画された地域の面積に占める割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よってこれも許可し得るものでございます。

4番、三輪地区の申請は、使用貸借による権利の設定により、一般個人住宅に転用するものでございます。申請地は、宅地化の状況から見て住宅等が連たんしている区域に隣接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地と判断します。

第2種農地の転用は、原則不許可ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、これも許可しうるものでございます。

10ページをお願いします。

5番から8番、三輪地区の申請でございますが、これは所有権の移転により、公園敷地駐車場に転用するものでございます。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は原則不許可ですが、既存敷地の拡張で拡張部分の面積が、既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないことから許可し得るものでございます。

この申請は、合計で1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、29ページに位置図が付けてございます。

右上の周辺図をご覧ください。転用される場所は、岐阜ファミリーパーク西側に位置している北野北地内の農地でございます。以上でございます。

議長

ただいま、議案第3号について事務局から説明を受けました。5番から8番、三輪山県地区の申請は、現地調査を行いました。それでは山口貴範委員、説明をお願いいたします。

山口委員

今回の申請は、岐阜ファミリーパークの公園駐車場として敷地を拡大するものです。

転用にあたり、12月23日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、転用事業者と共に現地調査を行い、申請地付近の農地、水路について、造成の際に土砂の流出がないように管理することを確認しており、許可はないと考えています。

議長

ありがとうございました。

議案第3号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言も無いようでございますので、採決に入ります。議案第3号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第4号租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は、1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

伊佐治副主幹

それでは、議案第4号について御説明させていただきます。

12ページをお願いします。今回は、1件提出されており、特例適用農地面積は、3,843平方メートルとなっております。

証明願の内容審査は、遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることな

ど、納税猶予を受けるための要件を備えているかを事務局において十分調査し、提案してございます。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第4号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようでございますので、採決に入ります。
議案第4号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、報告第1号農地法第3条の3の規定による届出について、事務局の説明を求めます。

伊佐治副主幹

それでは、報告第1号について御説明させていただきます。
相続等による農地の権利取得の届出でございます。14ページを御覧ください。

今回の各地区別の届出は、合計27件、面積は田畑合計48,176平方メートルでございます。

以上です。

議 長

続きまして、報告第2号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について、事務局の説明を求めます。

伊佐治副主幹

第4条の届出について、御説明させていただきます。
16ページを御覧ください。

市街化区域内農地の耕作者自らが転用する第4条の届出でございます。総括表を御覧ください。

届出の合計は、7件、合計面積は3,566平方メートルでございます。明細は、17ページから18ページに記載してございます。

4条届出、以上でございます。

議 長

続きまして、報告第3号農地法第5条第1項第7号の規定によ

る農地転用の届出について、事務局の説明を求めます。

伊佐治副主幹

では、報告第3号について御説明させていただきます。
20ページをご覧ください。

市街化区域内農地の転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条の届出の総括表となっております。

届出の合計は、22件、合計面積は9,930.49平方メートルでございます。申請明細は、21ページから26ページに記載してございます。

以上、報告第1号から第3号について、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用について、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき令和2年12月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを御報告しました。

以上でございます。

議 長

続きまして、報告第4号農地所有適格法人要件確認報告書について、事務局の説明を求めます。

伊佐治副主幹

それでは、報告第4号について御説明させていただきます。
28ページを御覧ください。

農地法第6条第1項及び施行規則第58条において、農地所有適格法人であって、農地を所有し、または他人の所有する農地を法人の耕作に供するものは、毎年、事業年度終了後3ヶ月以内に、農地の所在を管轄する農業委員会に報告しなければならないと規定されております。

今回、令和2年12月に1法人から提出されました報告書において、農地法第2条第3項本文及び各号に定める要件を満たしていることを確認しましたので報告いたします。

第4号報告、以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言も無いようでございますので、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 28 分閉会を宣す。